

# アラブ首長国連邦（UAE）における 会社法改正について（1）

（2020年12月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

### 本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2020 年 12 月に作成し公開した 英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に 掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai  
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,  
Sheikh Zayed Road, Dubai,

United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



## アラブ首長国連邦（UAE）における会社法改正について（1）

アラブ首長国連邦（以下「UAE」）政府が、この1カ月で同国の最も根本的と思われる法律を大胆に改正した。

先週末、相当数の法改正の内容を含む官報（公示日は2020年9月30日付）が公表された。本レポートでは、2020年連邦法第26号（以下、「改正法」）により改正された商事会社法（以下、「CCL」）の重要な部分について概要を紹介する。今回の改正は広範におよぶもので、特にUAEにおいて組織や取引の形態をどのようにすべきか検討している企業や内外の投資家にとってさまざまな対応を迫るものと考えられる。

### 外国資本による保有（"Foreign Ownership"）とUAE国民の参画

UAE国内（オンショア）で設立された会社の株式の51%以上は、UAE国民によって保有されていなくてはならない（最近のさまざまな法改正による制限は受けるが）という条件が、CCL第10条から削除された。しかし、外国資本による保有に関する規制が完全に撤廃されたわけではなく、例外規定が設けられない限りは、非UAE国民によって100%所有されている会社を認めることを基本とする、との新しい立ち位置を政府が打ち出したものと思われる。

特に、「戦略的影響（"strategic impact"）」のある事業を行う企業（国家にとって特に重要な産業と考えられる）については、外国資本による保有に関する規制は存続する。なお、改正法第5条によると、認可当局の承認なしに戦略的影響のある事業を行い、UAE国民による所有を侵害している既存の会社については、その基本定款や関連書類の修正は行わないとしている。戦略的影響のある活動の範囲や、その許可に係る管理方法を規定する内閣決議についても別途発表される予定となっている。戦略的影響のある活動のリストは、銀行・保険・商業代理などを含む13セクターについては、UAE国民による100%保有を必須としているFDI法（現在は廃止されている）の「ネガティブリスト」に対応することになるのか、またはそれよりも広範なものとなるのか、今後の発表が注目される。テクノロジー、サステナビリティ、環境、インフラ、輸送、ヘルスケア、教育といった産業もUAE政府の戦略の中では重要な位置を占めている。この新しい環境下で、これらの産業においてUAE国民と外国投資家が共に株式を所有する場合、前者の存在感を強調する可能性はある。

こうした内閣による戦略的影響のある活動に関する指示を大枠として、UAE国民による企業への資本拠出に関する具体的な内容の決定については、各首長国政府に委ねられている。これは、旧FDI法（現在は廃止）でも同様であった。よって、許容される資本拠出の割合や、高いレベルでの外国所有が認められた場合における資本金の水準について、各首長国間で相違が生じるか否かも注目すべき点となる。

また、CCL第151条も改正され、公開株式会社（Public Joint Stock Company、以下、「PJSC」）の取締役会議長と取締役会の過半数は、UAE国民でなくてはならないという規定が廃止された。なお、将来的に何らかの制限を設ける際には、特別な規制を設けるというかたちになるとと思われる。

その他の大きな改正点として、UAE国内（オンショア）で登記された支店については、UAE国民であるエージェントを任命しなければならないという規制が撤廃されたことが挙げられる。この改正による実際的な影響はまだはっきりしないが、UAE国内（オンショア）の支店を通じて営業している外国企業にとっては、コスト削減につながる可能性がある。

なお、これらの新規則は2021年3月30日に施行される。

## その他、重要な変更点

### <子会社規制の制定>

今後、多くの新法令の制定が見込まれており、すべての企業に対するコーポレート・ガバナンス規制から、証券・商品規制局（Securities and Commodities Authority、以下、「SCA」）により発行される上場企業に対する詳細な規制まで（内部取引、PJSC総会、同総会の議事録、デジタル株券等のトピックを含む）が含まれる。

### <コーポレート・ガバナンス>

今後公表されるガバナンス規制は、株式会社だけではなくすべての企業に対して適用されるという話もあるが、LLCの行動規範やガバナンスに関する基準が明確になる点で望ましいとも言える。

### <総会に関する規定の改正>

LLCとPJSCの株主総会の招集および開催手続きに関しても、若干の変更がある。以前は、総会開催の21日前までに通知をする必要があったが、2015年のCCL導入に伴い15日前に短縮されていた。それが今回また21日前に戻ることとなった。また、総会の招集に必要な同意株主数も10%まで引き下げられた。今回の改正では、メール等を活用した近代テクノロジーによる総会の招集・開催なども認められるようになった。なお、LLCの場合、定足数を満たさなかった場合の総会の再招集に関する規定も廃止された。再招集を行うのは1度だけとなり、その際の定足

数の要件はない。なお、LLCは、旧規定を反映しているMOAについて改定を余儀なくされるかという問題が惹起される。この点は、後述する施行時期とも関係するが、その後の反響を注視する必要がある。

#### <財務基盤>

今回の改正には、財務基盤に問題がある会社に関する新しい規定も含まれている。例えば、LLCの自主的な新株発行について、倒産を回避するために資金調達をしようとしている場合などは、（ほかの関係当事者からの提訴により）裁判所から差し止められる可能性がある。PJSCが発行済株式の半分を超える累積損失を抱えている場合のプロセスについても詳述されており、株主総会での議事として、取締役会から推薦と明確な企業再生あるいは清算計画が用意されなければならないなどが含まれる。

#### <PJSCにおける取締役の責任の拡大>

責任範囲が取締役ではない執行役員等にも及ぶ可能性がある。具体的にはCEO、執行役員、本部長クラスである。取締役やこのような責任ある立場の者に忠実義務違反がある場合、職から外され最低3年間は復職できなくなる。また、取締役や執行役員等に対して提訴する株主を保護する新しい規定もあり、忠実義務違反による損害賠償を求めるもので、提訴時の弁護士費用の返還等も含まれる（提訴自体に悪意がなく、当該費用の証明が可能な場合のみ）。

#### <PJSCに対する規制>

今回の改正内容の多くがPJSCに影響を及ぼすものであり、例えば、以下のものが含まれる。

- 第121条が改定され、新株発行目論見書にまず責任を負うのはその創業者コミッティーと取締役会であり、IPOのプロセスにかかわるその他の第三者（アドバイザー等）は「善管注意義務」を以て職務に当たらなくてはならないとしている。
- 関係当事者取引に関する新開示基準と、その違反への提訴手続きに関する条項も示されている。
- UAEの企業買収に関する規制については、これまでもCCLのもと厳格に制定されていた。例えば少数株主の締め出しや、SCAによる警告・営業停止を含む違反に対する対応権限などである。上場企業のM&Aに関する規則は関連規定（SCA決議番号2017年18/RM）内に既に存在しているが、今回の法改正でも明確に織り込まれた点は着目に値する。
- 積立金・基金・利益のうち（使途を決め）取り分けられている部分の資金を別の目的で財務援助に充てるなどの行為も禁止されている。IPOを含む証券の発行やアンダライター（引受・斡旋を行う投資銀行等）への手数料、認可銀行による通常ローンへの対価（利息・手数料部分）についても新しい例外規定が設けられている。一方、政府側としてはこれ以上の例外規定を設けることはしていない。
- 増資に関する改正も導入されている。授権資本については全廃する方向のようである

(そもそも授權資本への言及部分を削除している)。発行済株式の増加については株主の承認により3年間有効とする模様である。

- 株主代表訴訟について新しい条項が追加された。取締役会が職務を全うしない場合に、株主一人以上に対して、PJSCの代理または代表として、関連当事者を提訴する権利が与えられた。これは、株主の利益を損なうような決議を差し止めする現行の権利や、第164条により一部またはすべての株主の利益を損なうような会社の行状に対し、SCAに行動を促すといった既存の権利に追加されたものとなる。なお、既存の権利とこの新しい権利の相違点としては、こうした提訴は会社が被った損失に着目するもので、直接的に株主自身の損失ではないことがある。
- 監査人の任命について、監査人は続けて6年まで任命することができる（以前は3年まで）。ただし3年経つと主たる監査人のパートナーは変えなくてはならない。同じ監査人でも、任期の最後の日から2年が経過すれば再度任命することができる。監査業界としては喜ばしいことで、監査対象の財務資料の準備についても継続性が担保され安定したものとなる。
- 上場ルールについて、上場時に創業者が売却してもよいとされる株式数が30%から70%に引き上げられた。これにより、家族経営などの創業家が、自身の事業から撤退しやすくなった。しかしなお、創業者には6カ月間のロックアップ期間（情報的な優位を利用して先駆けて売り抜けるのを防ぐ仕組み）が設けられている。また、新株発行による上場に関する新しい言及もある。

## 施行と遵守

既存の会社は、2022年1月2日までに改正法に則し対応することが求められている。つまり、改正法が施行される2021年1月2日から1年以内である。対応・遵守できなかった場合、一日ごとに100AED (UAEディルハム) の罰則規定が設けられている。CCL施行の際、LLCがMOAの改定に手間取ったため、政府としては関連条項が会社の定款に織り込まれているとみなすとの立法措置となった。今回はこうした措置があるかどうかは分からない。よって、定足数や招集通知規定等の従前からある条項について、LLCがどの程度MOAを改定すれば罰則を避けられるのか、まだはっきりとは分からない。あらかじめMOAを見直し、いつでも要求される改定や文言を変更できるよう準備することが重要となる。